

白鷹町危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この補助金は、ブロック塀等の除却を行う所有者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、地震発生時のブロック塀等の倒壊被害や倒壊したブロック塀等が避難時の通行の妨げとなることを防止することで、町民の安心・安全を確保することを目的とする。その交付等に関しては、白鷹町補助金等の適正化に関する規則(昭和52年規則第5号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 白鷹町建築物耐震改修促進計画に定める避難路及び公共施設に隣接する境界をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀(基礎部分、笠木、控え壁を含む。)をいう。
- (3) 耐震診断 平成30年6月21日付け国住指第1130号において通知された「ブロック塀の点検のチェックポイント」による点検により、ブロック塀等の安全性を点検することをいう。
- (4) 除却 ブロック塀等を基礎まで含めて解体し撤去(当該ブロック塀等が擁壁上に組積してある場合は、擁壁を除くブロック塀等の撤去)する工事をいう。

(交付の対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) ブロック塀等を所有する者(個人に限る。)
- (2) 白鷹町に住所を有する者
- (3) 補助金申請年度の2月末日まで実績報告書を提出できる者
- (4) 町税等の滞納がない者
- (5) この要綱に基づく白鷹町危険ブロック塀等除却促進事業補助金を当該年度に受けていない者
- (6) 白鷹町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する

暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(交付対象工事)

第4条 事業の交付対象となる工事（以下「交付対象工事」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当するブロック塀等を除却する工事とする。

- (1) 白鷹町内に存すること。
- (2) 道路等に面し、地震等により倒壊のおそれのあること。
- (3) 道路等面からの高さ（基礎及び擁壁の高さを含む。）が1メートル以上であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、交付対象工事に要する費用の2分の1の額又はブロック塀等の延長（控え壁にかかる部分を含む。）1メートル当たり30,000円を乗じて得た額のいずれか低い額とし、その額が100,000円を超える時は、100,000円を限度とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 鋼製フェンスその他これらに類するもの、門柱又は門扉（以下「鋼製フェンス等」という。）を混用しているブロック塀等にあつては、鋼製フェンス等の除却に係る費用は対象外とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事の前に白鷹町危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事見積書の写し
- (2) 着工前写真
- (3) 申請者の納税証明書
- (4) 位置図
- (5) 耐震診断を実施した「ブロック塀の点検のチェックポイント」（様式第2号）
- (6) その他町長が必要と認めたもの

(交付決定の通知)

第7条 町長は、補助金の交付申請があつたときは内容を審査し、適当と認めるときは、白鷹町危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付決定通知書（様式第3

号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定にあたり、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更し、又は取り下げをするときは、白鷹町危険ブロック塀等除却促進事業変更(取下げ)承認申請書(様式第4号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、白鷹町危険ブロック塀等除却促進事業変更(取下げ)承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、交付対象工事が完了したときは、白鷹町危険ブロック塀等除却促進事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事前、工事中及び工事完了時の現場写真
- (2) 工事に係る工事請負契約書の写し
- (3) 工事に係る費用内訳書
- (4) 工事に係る領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書は、事業完了後速やかに当該年度の2月末日までに提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条に規定する届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、白鷹町危険ブロック塀等除却促進事業補助金確定通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受領したときは、白鷹町危険ブロック塀等除却促進事業補助金請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。